

成立期中世都市コムニオン運動（下）

—主として北フランスの場合—

守 山 記 生 *

Le mouvement communal des
villes du Moyen Âge à l'époque de la naissance
— spécialement en France du Nord — (3)

Norio MORIYAMA

要 旨

主に北フランスにおける成立期中世都市コムニオン運動について、個別都立の成立状況の最後として、アミア Amiens、ヴァランシエンヌ Valenciennes の場合をそれぞれ検討した。前者では、若干しかない同時代史料などを用いて、その特徴などを考察した。後者では、他都市のコムニオン運動もその目標とした慣習の維持にとどまらず、特にその成文化化さえ追求し、平和運動としての基調ももち合わせていることを明らかにした。これで、個別都市の成立状況の検討は終りとする。

最後に、成立期中世都市コムニオン運動の全体的な特徴をつかむ一環として、都市コムニオン運動の展開と既存権力との関係を考察した。既存権力とは、教会、世俗領主、国王であり、各々が都市コムニオン運動にどのように関わったかを検討した。なお、成立期として時代を限定すれば、国王はルイ7世の統治期までであるが、比較するために、次代のフィリップ・オーギュスト期についても少しだけ検討した。

(II) 個別都市の成立状況

前回までに、個別都市の成立状況として6都市のコムニオン前史とコムニオン史、即ち、コムニオン運動史を考えてきた。本稿は、個別都市の成立状況の最後として、アミアンとヴァランシエンヌのコムニオン前史とコムニオン史を取りあげる。先ず、アミアンからである。

① アミアンのコムニオン

(a) 前史¹⁾

(1) ローマ帝政末期のアミアン

アミアン市は、サマロブリバ Samarobriua という名称で紀元前1世紀の諸資料に引用され

る。この名は、ソム Somme 河を意味するサマロ Samaro と橋を意味するブリバ Briva の合成語であり、このふたつの語はケルト語である⁹⁾。4、5世紀の文書のうちに恒常的に表されるアミアンの名称は、アムヴィアヌム Ambianum である。

301年のディオクレティアヌスの有名な勅令は、ソム河畔のこの都市で織物工業が栄えていたことを示す。この輸出商業はイタリアにまで及んでおり、アミアン地方の住民は、高度な技術を持っていたようである。同様に、3、4世紀、当市でガラス製品の生産も栄えた。

3世紀末に、このシテは囲壁を設けたが、その面積は縮小された。この囲壁の建造年代は、ガリアの他の全ての都市とほぼ同じであるが、アミアン市のその特徴を簡単に述べれば、次のようになる。即ち、この囲壁は、約1150メートルの周囲を持ち、それはローマ帝政末期のガロ・ローマ期の囲壁のうちでは中位の大きさであり、約8ヘクタールの面積を持つ。他の多くの都市と同様に長方形形状を呈することもひとつの特徴である。囲壁は、ソム河や多数の支流の沼地のような土手と一定の距離を保っている。また、当市が囲壁を建造したのは、ゲルマン民族の侵入の避難所とするためからである。

アミアンのシテは、交通上の重要な中心地となっており、ガリア北部の最も強力な軍事的拠点のひとつにされた。そして、諸皇帝は、王宮をここに持っていたと推定される。何故なら、諸皇帝は、ゲルマン民族の軍隊の動きを監視するために、幾度もここに滞在したからである。367年8月24日、ヴァレンス Valens は、彼の息グラティアヌス Gratianus のためにここで公的な儀式を開いている。

北ガリアにおけるローマ人勢力の軸のひとつとなって、アミアンのシテはゲルマン民族の攻撃に確かに抵抗することが出来た。

しかし、トゥールのグレゴリウスは、ソム河までの全地方のクロディオ Chlodio (448年没) による征服を物語る⁹⁾のであるが、実名入りのアミアンの占領については一言もしない。にもかかわらず、次のような推定をすることができる。即ち、フランクの首領が5世紀の半ば頃にこのシテを襲撃したにちがいないということ。

キリスト教徒化が、アミアンでもはじめられたのは、ローマ帝政末期においてであった。350年頃に、当市は、ほぼ確実に郊外にひとつの教会をすでに持っていた。それ故に、アミアンが司教座を与えられたのは多分4世紀の間であろうが、しかし、確かな資料から知られる初期の司教達は、511年そして547年において、即ち、6世紀にしか現われない。

(2) メロヴィング期のアミアン

メロヴィング期は、481年から始まるが、アミアンのシテは、前述もしたように、5世紀の半ば頃フランク族によって占領されたようである。この期の諸資料は、ごくまれにしかアミアンについてふれていない。従って、当時、このシテが顕著な役割を果たしたとは思われないが、6世紀の初めから8世紀の半ばまで、およそ10人の司教達の名前が知られている。ヴェルトフレドゥス Bertofredus とテオドフレドゥス Theodofredus の両司教は、外交文書の中に、しばしばくりかえし現われる。

トゥールのグレゴリウスは、次のことを知らせる⁹⁾。シテの中かあるいは近くに、ソム河を行きかう船が、容易に横づけることができる船着場、即ち、ポルトゥス portus があったということ。多分、ローマ起源であったこのポルトゥスの存在は、アミアンが航路上の、従って経済上の一定の重要性を常にもっている中心地であり続けたということを示す。

更に、トゥールのグレゴリウスによれば、もうひとつの事実を確認することができる。即ち、アミアンでメロヴィング期に多数の貨幣が鋳造されたことで、それらの貨幣は現存している。その中には、クロヴィス Clovis 2世 (638年～657年) の金貨などがある⁹⁾。

511年において、クロヴィスの国家の分割の時、アミアンはパリの王国のうちにふくまれており、シルドゥベール Childebert 1世の支配に属していた。この君主の死で、アミアンは、クロテール Clotaire 1世（561年没）に渡され、彼の息子たち、即ち、カリベール Caribert 1世（567年没）とシルベリック Chilperic 1世（584年没）に支配された。これらの宗主権者の下で、当市は、パグス pagus の首都となった。このパグスの記述は、657～661年のクロテール3世の勅令のうちに、はじめてみられる。他の文書は、この時期の間でのアミアン伯の名前を特記しない。

アミアンの司教座教会の起源について若干ふれておきたい。それをいつ頃に考えるのかは難しい問題であるが、4世紀に、聖母マリア la Viergeに献じられたスプウルビウムの教会が、伝説がつけ加える殉教者フィルマン saint Firmin le Martyrの墓の上に建立されたとはほぼ断定することができる。この教会は、アミアンの司教にカテドラルとして長期の間役立った。ところで、現在の壮大なカテドラルのある場所に建てられた教会について明白に言及する最初の文書は、850年3月30日付の特許状である。この特許状には、アンジルヴァンという人物が、聖母マリアのバシリカ会堂とアミアン市のフィルマンに対して種々の寄進をしたことが書かれている。カテドラルの起源という問題について、紙数の都合もあって、要約すれば次のようになる。即ち、司教が郊外区の彼の居住地を放棄して、シテ内に定住することを欲し、現在の建造物が占める場所に彼のカテドラルを建立したのは、6世紀か、あるいは7世紀のうちにおいてである。

(3) カロリング時代におけるアミアン

まず、シテの経済的重要性について述べたい。779年に、シャルルマーニュは、サン・ジェルマン・デ・プレの修道士達に、彼の王国の全領土にわたって関税の免除を認めた。この恩恵を認める特許状のうちで、彼はフランキア Francia の最重要な関税所を列挙するが、それらの中に、アミアンのそれが姿を表わす。この事実は、全く注目するに値する。何故なら、アミアンと並んで、この特許状の中で引用されるルーアン、カントヴィック、ドゥルスタッド、マーストリヒトの4都市は、カロリング期での商業輸送の主な中心地であるからである。従って、アミアンも、この時期において確かに商業の中心地であり、主にアングロ・フランク anglo-franc の輸送のための場であった。ソム河沿いのその位置は、多くの大道路の十字路として、当市の経済的役割の重要性を示す。これに加えて、アミアンのシテが、9世紀全体中、大いに活動していた証明となる貨幣鑄造所を持っており、シャルルマーニュやシャルル禿頭王などの統治時代にさかのぼる諸生産品があったという事実が知られている。

上述したことなどから、次のように結論づけることができる。即ち、カロリング時代において、アミアンのシテは、このシテがセーヌ河の諸岸とテムズ河のそれらを結ぶ商業路に位置し、その囲壁内に北ガリア最大級の関税所のひとつをもつ帝国の経済上の最も重要な中心地の中に教えられた。しかしながら、この経済活動の重要性は、過大評価されるべきでなく、実際にはシテの住民達は、農村経済にも従属していた。彼らは、シテの周辺にある所領をたよりにして生活しており、アミアンの教会も、郊外に広大な所領を持っていたようである。

次に、主に、9世紀におけるアミアンの伯領とその諸伯について述べる。遅くとも657～661年から、アミアンは伯領の首都になっていたとすることができる。続く諸世紀においても、同様で、825年頃の特許状中にも、アミアン伯領についての示唆がされている。更に、831年、853年の両年の文書に、また、847～850年の特許状に明らかにアミアン伯領について引用されている。伯ヘキアルドゥス Hechiardus は、彼をアミアンの伯 Ambianensis comes とする9世紀の聖句集の引用によってからしか見られていないが、コルビー修道院に有利に与えられた901

年11月9日のシャルル単純王の特許状のうちに、修道院長の父でアミアン伯のエルメンフリドゥス Ermenfridus が言及されている。主にカロリング期のアミアン諸伯に関して、以下のように要約できるように思う。即ち、7世紀の半ば以後、コルビー修道院になされた多数の寄進の連続によって、アミアン伯領の領域的管轄は、単純に縮小された。伯に残された所領は、古来のバグスの西と南の部分となし、9世紀に、その諸領は、また、郊外区とアミアンのシテを含んだ。

最後に、アミアンにおけるノルマン人の侵入についてふれたい。集落の地理的状态が、特に侵略の危険にさらされたわけで、商人の道は、しばしば兵士のそれでもあったからである。859年に、ソム河の流れをさかのぼったノルマン人の一団が、シテを奇襲し、焼きうちした。881年2月に、アミアンは、ノルマン人によって、一定の期間掠奪され占領された。883年に、彼らはシテの近くに宿営地を作り、883～884年の大部分の間そこにとどまり、884年の10月の末にやっと撤退した。891年にも、シテはノルマン人によって攻撃され彼らは幾月もの間そこにとどまった。しかしながら、ガロ・ローマ期の囲壁は、いちやく修復され、925年ノルマン人の不意の襲撃によって追い出された農村住民達の避難所としてこのシテは役立った。

(4) 10世紀と11世紀におけるアミアン

最初に多様な都市領主達について述べる。10世紀でのアミアンのシテについては不詳なことが多いのであるが、王国のために前進基地となったシテの軍事的重要性を示す。ヴェルマンドア伯エルペール・ル・グラン Herbert le Grand は、10世紀初期にアミアン伯の称号を獲得し、アミアン地方内で彼の勢力は強力であった。何故なら、943年、彼の死去にともない、彼の息子ウードは、困難なしに彼の後を継いだからである。しかし、944年に、ウードはアミアン市内で攻囲され、司教デロル Dérold によって裏切られ、ウードはそのシテから放逐された。この諸事件の少し後に、フランドル伯アルヌール Arnould は、このシテの主人公になることに成功し、950年に、彼の駐屯兵はシテ内のカストルムを占領した。965年に、アルヌールの死去で、王ロテールは、ポントアーズのゴーティエ Gauthier にアミアン伯領を任せた。彼の後継者達が、10世紀と11世紀の間、アミアン諸伯となった。

10世紀の終りから、4人の諸領主が、土地と裁判をすでにそこで分有したと推定できる。即ち、先ず、司教はスプウルビウム内のより重要な所領とシテの全北西部を所有した。次に、司教座参事会員達は、彼らの居住区域とカテドラルの一角によっていた。三番目に、伯は都市的な土地の大部分の所有を保持し、11世紀から商人達と当市の未来のブルジョア達が定住したのは、彼に属する領域においてである。最後に、城主に関しては、彼はカスティヨン Castillon の塔とソム河まで通じる諸地域を所有した⁹⁾。

アミアン伯は、シテ内で課された公的起源の諸収入の大部分を司教と共に分割した。彼は、少なくとも10世紀の第二四半期から貨幣を鋳造した。城主と守護は、それ程重要でない諸権利を認められていたにすぎない。

ところで、アミアンのシテ内の民衆と土地の状態は、どのようであったのだろうか。司教に対してシテの全住民達によってなされねばならない4ドゥニエの貢祖の起源は、土地と諸裁判の封建的分割がまだシテ内で効果的でなく、司教と教会参事会員の諸所領がまだ共同であった時期である9世紀末にさかのぼると思われる。この時期に、シテに住んでいた自由民達の司教に対する任意の寄進が行われたことは、ほぼ間違いない。実際に、保護の必要性については、前述したように、アミアンを特に荒廃させたノルマン人の侵入時に深刻さを増した。そして、伯は9世紀において、アミアン地方内では重要な役割を果していなかったようである。更に、伯の領域的な勢力は、少ししか拡大されていなかった。何故なら、アミアンのバグスの大部分は、

7世紀以来イムニテートを享受したコルビー修道院に属していたからである。10世紀の初めにヴェルマンドアのエルベールがアミアン伯になった時のみ、伯の称号は光彩をそえるが、これは個人的な勢力でしかない。従って、伯の効果的な勢力の欠如でシテの住民たちは、保護というそれだけの目的のために、司教に依存した。前述した司教に対する貢祖は、この保護のうちに正当化される見返り分であり、都市的な全人口を司教は従えたことを見出す。

それ故に、はやくも9世紀の終りから、シテの世俗的な人口は、司教の領主権を認める賦課祖である人頭税 caput を課せられる半自由民で基本的には構成される。更に、この半自由民は特権でもある。即ち、司教はすべての危険に対して彼らを保護することだけに満足せず、彼は関税源を免除するという恩恵もまた彼らに与えた。

12世紀、13世紀、あるいは14世紀において、アミアンのコミュン市民達は、これらの半自由民の子孫達であるとは断定できないが、しかし、11世紀のうちにソム河の岸に定住しにやって来た移民たちが、司教に対するこの貢祖に従わされたということは注目するに値する。従って、法的にこれらの新たにやって来た人びとの人格上の地位は、古い住民達のそれと同じようになった。この4ドゥニエという少ない租税の支払いは、経済的観点において、移入者達に有利な地歩を獲得させた。そして、この時期の社会的環境のうちで、半自由民は、その状態が大きく評価され得ることはないとしても、少なくとも特権的なそして保護された個人であるというこの観念には十分に注目しなければならない。

コミュン前史の終りに、11世紀におけるアミアンの経済的生活について考えたい。11世紀において、当市での人口の増加があったが、フォブール内に多数の教会が創立されたり、復興されたりしたことが、若干の証明となる。11世紀から、郊外区 suburbia の住民達の大部分の主な仕事をなしたのは、商業と手工業である。ほぼ同時代の資料によれば、次のようになる。即ち、アミアンにおいて、ある住民達は、土地、森、河の諸産物でのみ生活していたのではなく、両替などが彼らに獲得させた諸収入によってもまた生活していた。

1113年頃、アミアンでコミュン活動が行われた時、ギベール・ド・ノジャンは、このシテの「市民達」 bourgeois は、経済的援助を手段として、国王ルイ6世の支持を買ったと言及する⁹⁾。

フェルコートランは、以下のように結論する。即ち、11世紀の後半から、商業やあるいは高利で金を貸すことによって富んだ人びとの階級が存在していたことはほぼ間違いなく言えることである、と。毛織物工業、そして特に染物業と縮絨業のそれが、アミアンで発展しはじめたのは同じ時期においてである。これらの重要性をもつ諸活動は、シテ内で引き続いて行われ、その際、ソム河の水が特に役立った。

(b) コミュン史¹⁰⁾

先ず、経過を明らかにしたい。前回のランの場合で重要な同時代史料として使ったギベール・ド・ノジャンは、ごく簡単にアミアンのコミュン設立について述べている。即ち、「ランの反乱の不幸な事件の後に、アミアンの住民達は、国王を買収して、司教の同意を得てコミュンを設立した。⁹⁾従って、前前回に見てきたように、ノアイヨンと同様に、その保証はもっぱら君主と高位聖職者によって与えられたわけである。国王ルイ6世と司教ジョフロア Geoffroy のコミュンにかかった動機についてであるが、前者はランでも見られたように利得の誘惑でそれを認めたと考えられるように思うが、後者については不透明な部分がある。司教のコミュンにコミットした態度を説明するのに、都市の支配権を彼と分有していた1085年以来アミアン伯であったアンゲラン・ド・ボブスの勢力をへらそうとしたという見解がある。この説はあまり有力ではないようであるが¹⁰⁾、筆者はかなりの得ていると考えている。しかし、

司教ジョフロアは政治的な人間の気質を有しているにはほど遠かったようで、彼は自己の司教管区の任務を放棄して、ある修道院に避難することを好んだ。ギベール・ド・ノジャンは、この司教がコミューンを支持する理由を全く持ち合わせなかったと、次のように非難している。即ち、「誰もそうすることを強制しなかったし、更に、彼はラン司教の悲惨な最後と市民の利することの少ない闘争を目の前にしていた」¹³⁾と。

ギベールは、コミューンが領主の古くからある諸権利を破棄してしまったので、伯はそれと戦うことを決意したと言及する。このことに関して、ギベールは次のように述べる。即ち、「市民の誓約団体 *conjuratiōne burgensium* が伯の領内にある従来の諸権利を縮小させたため¹⁴⁾」と。従って、紛争が生じる。かたや、アミアン伯、アミアン伯の息でランではコミューンに味方しアミアンでは対立することになったトマ・ド・マルル、城主アダム Adam、一方の側には、コミューン市民、司教ジョフロア、聖職者、司教代理でピクヰニーの殿ギユエルモン *vidame Guermont, sire de Picquigny* がそれぞれいた¹⁵⁾。双方で敵意が繰り上げられた。即ち、トマ・ド・マルルが教会所属の村落 *villa* を荒した一方で、当市の内部では市民が城主アダムの逃れていたカスティヨンの塔 *tour du Castillon* を攻囲した。

ギベールがその事をはのめかしているように、司教は彼がもはやとらえておくことのできない民衆の情熱の鎖を解いてしまったので、この高位聖職者は、コミューンに反抗するようになった。司教ジョフロアは、コミューンの出現が都市内では有益でなく望ましくないとみてとって¹⁶⁾、彼は自己の司教区での職務放棄の布令を出しなおし、ランス大司教に自分の指輪とサンダルを返還して、逃避を選んだ。彼はクリュニー修道院に身をひそめ、そこからグルノーブル *Grenoble* 近くのシャルトルズ *Chartreuse* にたどり着いた。

ランス大司教は、ジョフロアの願い通りに聞き入れず、1114年末のポーヴェ教会会議¹⁷⁾に出席し、彼はジョフロアの自分の司教区に復帰する命令を出した。アミアン住民の代表も彼らのかつての司教を再び任命することをこのランス大司教に求めていた。ランス大司教は、アミアン住民の代表に司教ジョフロアをここまでおいやったのはお前達のせいであると言及した。とにかく、1115年のソアソンで召集された教会会議も同様にジョフロアは彼の職務に復帰すべしと決めた。彼が遺憾ながら従ったにしても、その帰還で喜んでむかえられたにしても、また、反対に彼自らが帰還を表明し、冷淡にむかえられたにしても、そのようなことはあまり重要でない。重要なことはカスティヨンの塔の包囲陣が長引く恐れがあったことであり、この高位聖職者が国王の支援の仲介を得るためにイーヴ・ド・シャルトル *Yves de Chartres* に直接会いに行かざるをえなかったことである。君主が、コミューン市民と司教を助けに赴くことを決めたのは、コミューンの敵という評判をたてられたまさにイーヴ・ド・シャルトルの助言であると確認することは興味深いことである。イーヴ・ド・シャルトルが国王に訴えた理由も同様に興味深い。即ち、「司教ジョフロアは平和の侵害者達が彼にしるばせた苦悩と苦悶を我々に明しにやってきた。」イーヴ・ド・シャルトルは、次のように主張する。即ち、「国王陛下におかれては、神の靈感の下に陛下がその王国に設立された平和の協定 *pactum pacem* を破ろうとする者は誰であれ、好意や欺瞞的な無頓着によって許さないことが適当である」。国王は干渉し、2年の長い攻囲陣の後に、1116年の最後の月月か1117年当初に、彼はこの塔を占領した。国王はアデルという人物によってヴェルマンドア家にその所領をとりもどさせるためにアミアン伯領をボヴス家から奪い取った。そして、コミューンは救い出された¹⁸⁾。

最後に、アミアンのコミューン運動についての特徴を若干述べておきたい。先ず、市民 *burgensis* による誓約団体 *conjuratio* の結成がみられるが、民衆軍の存在も注目するに値する。次に、前述もしたが、国王と司教によるコミューンに対する保証がなされるが、ただし、司教

の場合はほぼ自発的だが辞職等でみられるように一貫性に乏しく、国王も金銭のえさによく恣意的な面がみられる。最後に、アミアンのコミュニティの場合も、前述したギベールの紛争理由のコメントから考えても、コミュニティ側ではコミュニティ運動の主要な目的のひとつであった慣習の明確化・拡大化に最も関心を持ち、同市の平和も求められたのではなからうかと思う。

⑧ ヴァランシエンヌのコミュニティ

個別都市の成立状況の最後として、ヴァランシエンヌの場合を取りあげる。

(a) 前史¹⁷⁾

(1) ローマ期からメロヴィング期までのヴァランシエンヌ

メロヴィング期の王クロヴィス3世によって、ヴァランシエンヌの名の最初の言及に出会う。この若きネウストリアの王は、693年の冬の間、「ヴァランシエンヌの王宮」に滞在した。当時、複雑な後継の問題を判決したことを記録するためにひとつの勅令が編まれた。その文書には、「ヴァランシエンヌの我々の王宮において」Valenciensis in palacio nostroの書式と内容がとられている。ヴァランシエンヌの歴史が、693年に始らないのは当然だが、この都市の誕生については不詳である。しかしながら、それについて考古学的資料は欠いてはいない。

ここで取りあげねばならないのは、ファマールFamarsとの関係¹⁸⁾についてである。

この関係について述べる前に、ヴァランシエンヌの自然的枠組に関して一目しておきたい。当市は、白堊質の高原とエスコー河の沼地の多い溪谷の交わる所に位置している。急流の3河川、即ち、エスコー河、ローネル川 la Rhonelle、ホス川 la Fausse Rivièreは、この地方をうきばりにしている。

ところで、ファマールの用地に関しては考古学の成果が示唆する。他方では、『聖ソルヴ伝』la vie de Saint Saulveのうちで8世紀に検証される王領地も見落せない。

ファマールには、ローマ軍営地があり、1世紀から3世紀までの帝政初期における神殿、水道橋、共同浴場等が点在していた。浴場の廃墟の上に、1ヘクタール8アールの面積をもつカストルムが建造された。即ち、これが、少なくとも17世紀まで見ることができたファマールの「城砦」である。4世紀から5世紀までの帝政末期において、この城砦は、ゲルマン族の最初の攻略以来、名声を失ったバヴェ Bavayの軍事的役割を受けついで。ファマールは、高位の将軍の居住地であり、ネルヴィアン地方の総督が定住しており、帝国に仕えたゲルマン人達の首領の居住地であった。更に、メロヴィング期においても、ファマールは、特定の重要性を維持する。

ローマ期の重要な中心地は、それぞれで発見された驚くべき多数の貨幣のことも考えると、道路網をあきらかに示す。ファマールからヴェルムランBermerainの道路、バヴェからカンプレーの大道路との関係にファマールの城砦はおかれた。ヴァランシエンヌの方向にヴェルムランからファマールまでの道路の拡大がみられるのは、注目に値する。しかしながら、やがて、ファマールは重要性をもたない村落にすぎなくなる。他方、ヴァランシエンヌ——バヴェの間を結ぶ直線の道路が、ローマ期に存在していたことはほぼ可能である。従って、ファマールとヴァランシエンヌ、そしてバヴェとヴァランシエンヌを結ぶこれらの道路は、ローネル川とエスコー河の合流点に向かって集中していたことになる。

次に、聖ソルヴの名声についてと国王の大所領について述べたい。先ず、前者からである。クロヴィス3世の名の後、ヴァランシエンヌの起源の時期と深いかかわりがあると思われる聖ソルヴに注目する必要がある。ソルヴはシャルル・マルテル（741年没）の時期に生き、それが彼に関する年代的な唯一の目印である。ヴァランシエンヌ市の周辺部で、盗賊の団におそわれて彼が死んだことは、その地域の状況に関して多くの情報を与える伝記のうちに語られてい

る。まず、この史料は、聖マルタン等の三つの教会について述べるが、最も重要な事実は、ヴァランシエンヌが国庫、即ち、エスコー河の兩岸に大きく広がっている王領地の中心地であることである。

この事実は、次のように展開する。即ち、ヴァランシエンヌの王領地に到着したソルブは、エノー伯領内で、神の話をのべ伝える。次いで、その王領地から出発して、一定の距離にある聖マルタンの教会内に彼は復活祭の祝日を祝うためにもどる。その後、彼はコンデCondé行きに出発するが、その途中で捕えられ、その幾週間か後に、その司教は暗殺された。シャルル・マルテル自身の命令によってその捜索が行われた。犯人達は、野蛮な罰である盲目にされ、去勢された。シャルル・マルテルは、殉教のこの司教が祈ったサン・マルタン教会を「ヴァランシエンヌの国庫」からの支出で豊にする。

720年と740年の間に、その存在を知ることが出来るこの大所領は、693年にクロヴィス3世と彼の従者達が住んでいた王宮の経済的な支えであったことは確かであると思う。フランク王権は、ヴァランシエンヌの他にも当然所領を持っており、征服の時にフランク人達によって実行された没収財産であった可能性もあるが、ゲルマン族の諸王、皇帝の財産を相続したとも考えられる。メロヴィング期のこの王領地は、多分、ローマ時代にすでに公権力の所有地であった。それ故に、これらの所領は、公権力のさまざまな所持者の手中にとどまっていたようである。即ち、皇帝達、メロヴィング期の諸王、カロリング期の宗主権者達である。H・プラテルによれば、トゥルネーにおいてもこのジャンルの連続を確定することが出来ると言及している。司法的あるいは軍事的な諸集会にあてられる場所である王宮の出現は、カロリング期の繁栄を確かに準備した。

中世初期のヴァランシエンヌの人口数に関しては、正確には不詳である。1915年、次いで1947-1949年における諸発掘は、さまざまな葬式の諸慣習に従っていた多数のメロヴィング期の墓地を明らかにした。

(2) カロリング時代のヴァランシエンヌ¹⁹⁾

まず、政治的な状況についてである。アウストラシアの宮廷の主だった人びとから出ているカロリング期の人びとは、751年に、メロヴィング期の人物達が残した効果的な以前の全組織を受け継いだ。このことは、ヴァランシエンヌの宮廷と王領地に関係がある事柄のすべてにとって確定することができる。にもかかわらず、この繁栄は、内部的な分割によって危険にさらされる。843年には周知のように、ルイ敬虔王の3人の息によって帝国は分割される。その際、エスコー河畔にあるヴァランシエンヌは、国境の都市となり、最重要な右岸部分はロテールLothaireに属し、一方、左岸にあるサン・ヴァーストの教区はシャルル禿頭王に属した。この政治上の国境は、日常の生活のうちで古くからある重要な宗教上の境界と呼応する。即ち、全右岸はカンブレイ司教管区に属し、左岸はアラス司教管区に属する。870年のメルセン条約で、シャルル禿頭王は彼の国家をムーズ河迄拡大した。しかし、10年後にはこのメルセン条約は効果を失い、ヴァランシエンヌは再び国境の都市となった。

王宮についていえば、それは宗主権者達をしばしばもてなした。即ち、8世紀後半にシャルルマーニュ、9世紀前半でのルイ敬虔王、853年と866年でのシャルル禿頭王、853年のロテール1世、860年のロテール2世などに対してである。ヴァランシエンヌの国境としての位置は、シャルル禿頭王と皇帝ロテールの853年におけるいわば国際的な会議を安全に開かすことになった。

ところで、新しい事実として、諸商業の交換の中心地としてのヴァランシエンヌの役割がある。当市では、貨幣が鑄造され、それは依然として王権の独占するところのことであった。そ

して、船の横着けの権利 ripaticum と諸商品の売り上げに対する関税が徴収される。この都市は、この時期において、船着場、倉庫、諸交換の場を示す用語であるポルトゥス portus であったことはほぼ確実である。この市場では、近隣の所領の余剰物が売りさばかれ²⁰、例えば、ブドウ酒などのいわば特産物²¹が供給された。当市は、当時、帝国の特権を受けた一定の諸地域と隣接することによっておこった商業上の覚醒という大きな動向に加わっていた。即ち、その動向は、エスコー河畔のトゥルネーやガンのポルトゥス、ムーズ河畔のヴェルダン、ディナン、ナミュール、ファイ、マーストリヒトなどに認められたものである。

830年に、シャルルマーニュの有名な伝記作者であるアインハルトは²²、エックス・ラ・シャペルを去り、コンピエーニュにもどれという命令を受けた。しかし、彼は病人であり、馬での彼の旅はとても苦痛であったが、ケルン——パヴェ——カンブレ——かつてのローマの大道路経由で、道行きの10日後にヴァランシエンヌに着いた。そこで、鞍に乗ることは不可能と感じて、アインハルトは北方へのぼり、自分がひとつの修道院を持っていたガンの都市に舟で行くことを決心する。

ともかく、これらの旅行や移動の活発さは、アインハルトのような有名な人物ばかりでなく商人達にも充分にかかわりがある。船行の言及は、特に興味深いものであり、荷揚げの場所は、〈Rivage〉の名を後に帯びた、あるいは当市がその物品入市税を徴集した場所で、下流の一角にあるポン・ネロン Pont Néron の近辺に位置したにちがいない。カロリング期の関税を取ったのは確実にここにおいてである。

カロリング期について、最後に、後の当市を理解するために、重要な宗教的施設について若干述べる。アラス司教管区のうちに左岸の上に、聖オベールによって多分建立されていたサン・ヴァースト教会が存在した。右岸のサン・ジェリー教会は、そこから他の諸教区が発したこの都市の母教会であったということは事実と言ってよいであろう。また、当市の国王の王宮のかたわらに、多分国王による建立と貴族による創設の女子修道院が存在したと推定できる。宗教的建造物の問題については、シャルルマーニュは、後代にノートル・ダム・ラ・グランを建立することになった場所に、ひとつの礼拝堂を建てたことを付言しておく。

ヴァランシエンヌは、879年と883年の間に、ノルマン人によって侵入された。この地では、「ノルマンの大軍団」が冬営した。880年に、ガンから出発した掠奪者達は、トゥルネーと「エスコー河沿いの全修道院」を荒し、クールトレ Courtrai での冬の月々をすごした。翌年、彼らはアラスのサン・ヴァースト、カンブレのサン・ジェリー、そして、「スカルブ川沿いのすべての修道院」を攻撃した。ヴァランシエンヌは、これらの侵略のどちらかで犠牲となった。当市の市民達は、侵入者達を排除し、ノルマン人の首領を殺したりして、抵抗したようである。

(3) 11世紀と12世紀はじめのヴァランシエンヌ

ふたつの事実が、新しい時代を特徴づける。それらは、ヴァランシエンヌ伯領と特別に勢力のある早熟の都市の躍進である。

(一) ヴァランシエンヌ伯領

ヴァランシエンヌが、10世紀後半中に、くっきりとした姿を現わすのは、荒された国境での要塞としてである。しかしながら、957年に、オットー1世は、エノーを奪う。いくらかの後代に、973年頃、ヴァランシエンヌは、広大な地域に拡がっている大きな支配地の中心地となる。更に、ほとんど同時期である948年に、オットー1世によって、カンブレ司教は、先ずシテ内の伯権を、次いで、1007年に、皇帝ハインリヒ2世によって、当時の司教はカンブレ地方全体の伯権を認められた。防衛の全システムが、かくして、フランスに対して、そして何よりも、その枢軸がヴァランシエンヌとカンブレであり、これは、フランドル地方に対して

むかって置かれたものである。

ヴァランシエンヌ伯領は、エスコー河右岸の副司教の管轄管区と一致したとみてはば間違いない。任務としてヴァランシエンヌ伯の称号を持つ者達の間で、ただ唯一の人名、即ち、アルヌール・ド・ヴァランシエンヌ（973年?～1012年）の存在がうかびあがる。1006年～1007年に、彼は自分の都市をフランドルのボードゥアン4世に譲らねばならなかった。1012年のアルヌールの死で、同時代資料が以下のように述べる騒動が、ヴァランシエンヌでおこった。即ち、「住民達の間での暴動と争い、権利と平和の抑圧、野党の諸掠奪、財産の圧迫、敵に対する恐怖、当市の全体的な覆滅、権力に従わず各人が気ままに生活する時に生み出される諸不幸。」この混乱後、皇帝ハインリヒ2世がフランドル伯と和解するという高度な政治的理由のために余儀なくされて、1015年頃、ヴァランシエンヌとそれに依存する全域は封土fiefとしてフランドル伯に譲渡されることによって終る。

結局、1047年に、フランドル伯ボードゥアン5世は、エノー伯領の北方の地域で、彼に満足を与えた交換を有利だとして、彼の分捕地を手放すことに同意する。しかし、モンス伯エルマンHermanは、ヴァランシエンヌとその伯領を襲撃し、再占領した。そして、エノー伯が当市とその伯領を再び支配するのは、1071年以後となる。

今度は、カストルムに注目したい。広大な城砦は、ヴァランシエンヌの辺境諸伯に対する支えという点で役立った。この城砦は、すべての側を水でとりまかれた長い三角形の輪郭を示した。三つの典型的な建造物がそれを特徴づけた。即ち、天守閣、サン・ジャン修道院、そして最後に宿泊施設である。この施設はヴァランシエンヌを支配する諸伯、あるいは都市の発生で市民達の資産におかれたにちがいない建物である。この最後の建物は、11世紀末に引用される。

10世紀のヴァランシエンヌの商業的諸活動に関しては情報を欠いている。伯あるいは城主そして彼らの取巻き連中のために、多数の駐屯兵のために、サン・ジャンの教会参事会員達のために、城砦に対する賦役をやりに来た農民達のために、生活必需品の規則的で十分な供給が必要であった。この点に関しては、ヴァランシエンヌの国王の王宮にかつて結びつけられた大所領のことを考える必要がある。ヴァランシエンヌ市の後の経済的躍進の基礎として、農産物の諸交換がもったこの最初の役割を忘れてはならない。船着き場に関しては、1035年頃に諸資料のうちに再現する。

(二) Karitetの文書 (1066～1070年)

およそ1050年から1120年までの70年間で、ヴァランシエンヌは、特徴を変化させる。重心の中心地は移動し、それはもはやカストルム内でなく、その周囲に発展した「ブール」、即ち、「新しいブール」Neuf Bourg内である。商業や家内工業に従事し、低地地方や全ヨーロッパでさえ、その最も早熟さの故に考えられる個有の諸制度を点にさせるブールの住民達の意味での「ブルジョアジー」が繁栄するのはここにおいてである。それは、正に経済的な躍進の時期であり、地方生活のすべてに奥深く影響を与えようとする後もどりできない現象のはじめである。

このブールという用語は、ヴァランシエンヌのようなロマン語の地域内では、「商人の定住地」をさす。ヴァランシエンヌでこの用語が現われる最初は、Novus Burgusという形態の下で1086年においてである。しかし、この新しいブールは、他の場所でそれに先行して存在していたという可能性は大いにあり得る。

ところで、ヴァランシエンヌでは、1066年～1070年以後、その躍進は、主要な史料によって検証される。即ち、エノー伯ボードゥアン1世とその妻リチルドRichilde、そして城主アンセルム・ド・リベモンAnselme de Ribémontの同意と印章を受けた商人ギルドの規約であ

る Karitet のそれ²⁰⁾である。

以下、瀬原と伊藤の両氏、そして、ブラーニッツの上に注記した内容とは、できるだけ重複しないようにブラテルに主によって簡単に述べたい。一般的に、諸ギルドは、誓約と共同の酒宴の半ば宗教的、半ば世俗的の慣習に根拠を置いている相互扶助の諸団体である。ギルド自体は古い起源を持つが、10、11世紀での新しいものは、古い諸特徴を失うことなしに経済的な重要性をとったということである。このヴァランシエンヌの文書は、多数の問題を投げかける複雑な資料でもある。最初の40条項のみが、1066年～1070年に、伯によって同意された。残りは、少なくとも1120年頃まで一定の間隔を置いて続く追加条項を表わす。この文書は、とりわけ地方的な織物の諸生産を輸送した商人達の集団に関わっていた。それは、新しい経済の諸起源のひとつに関する貴重な情報となる。

このギルドは、先ず第一に、その構成員達の間同意事項を維持することを目的とした平和の団体である。第二番目の特徴として、このヴァランシエンヌのギルドは、宗教的・慈善的な団体である。この団体は、サン・ジャン修道院で聖別された商人達の保護者である守護聖人、特にサン・ニコラスの祝日を持つ。この規約の内容は、諸都市の解放特許状では全く言及されていないということは注目すべきである。そして、追加された文書でなく最初の部分であるこの規約において、いかにしてこの大商人達の集団が、組織化し、彼ら固有の諸利害を自覚し、都市の諸特権の獲得にむかって道を開いたかを知ることができる。ブラテルは、その結論の部分で次のように言及する。即ち、「ギルドは、コミュニケーションを確かに準備し²⁰⁾、この主題について明確なトゥルナーの場合に最もよく現われている」と。

(b) コミュニオン史²⁰⁾

(1) 成立—1114年における「平和」の特許状—

エノー伯ボードゥアン3世（1098年～1120年）が、用語の狭義の意味でコミュニケーション特許状である「平和」paxを1114年にヴァランシエンヌ市に認めた時、当市は新しい段階にはいった²⁰⁾。ヴァランシエンヌのコミュニケーションの成立過程はかなり不詳で、この特許状もどんな状況で与えられたのか、あるいは当時この都市は平和であったのかそれとも騒動のうちにあったのか、といった問題を残す。そして、この「平和」の史料は、オリジナルなものではない。とはいえ、ブラテルによれば、この史料の中味は十分に1114年にさかのぼれる。従って、エノーの最古のコミュニケーション特許状を、ヴァランシエンヌの「平和」は構成し、他方で、エノーの他の諸都市の中において、ヴァランシエンヌに対して顕著な自治の基礎をこの特許状は与えるのかという問題をのこす²⁰⁾。

ところで、1114年に先立つ幾年かのうちに、当市に人口の大部分を結集した誓約にもとづくひとつの団体が形成されていたと思われる。外来者や農奴として彼らの人格を正に自由にできなかった人びとだけが排除された。多分、そのことに関して、聖職者達にとっても同様でありえたと思われる。そして、その延長線上で、1114年に、金持ちの商人達が、特許状を買いとったという事実からして、彼らは優越する役割を確かに享受した。特許状を得るために、ヴァランシエンヌ地方の住民達は、実際に伯に彼の相当の負債を支払ってやった。住民達は、債権者達に金銭を払い、次いで、伯が抵当に入れていたにちがいない種々の収入をボードゥアン3世のために返してやった。この団体の目的は、平和を君臨させることであった。そして、それが、それ自体「平和」と呼ばれる理由である。この「平和」は、掠奪的な騎士達の外的な攻撃であれ、私的な復讐などの内部的な不和であれ、それらから由来し得る全暴力を除去することにかかわったと考えてはば間違いない。

これが、1114年に実現化されたところのことである。「平和」の組織は、14才以上のすべて

の男の大人達に課された誓約の拘束によって認可されたのみならず、裁判の行使は根本的に変化させられた。即ち、領主の名において裁判をしていた古いエシュヴィナージュは、民事の諸問題のみに切り下げられ、一方、新しい陪審員、即ち、「ユラティ」*jurati*は、その時以来、すべての刑事問題、即ち、都市の平和を困難にさせるすべての事件を専ら取り扱うようになった。これらのユラティは、共同体 *communauté* によって選ばれる。

1114年の「平和」は都市空間とその近接したパンリュウ、周辺地域を直接的に保護する。しかし、このパンリュウは、充分に限定されていたといてよい。それにもかかわらず、ヴァランシエンヌの「平和」は、この狭い周囲の先に放射状に広がって適用されたと推測し得る。そして、ずい分後になるが、ヴァランシエンヌの「平和」は、スカルプ川、オネル *Honnelle* 川、モルマル *Mormal* の森のふち、セル *Selle* 川からルールシュ *Lourches* まで含まれたとても拡大された領域に適用された。この地帯内で、市民達は、その法令が、当市の有力者達 *magistrat* によって確認されることを要求した。ヴァランシエンヌの慣習について、特に貨幣地代（金銭賦課租）の対象となる土地については、そこに規約化された。市民への攻撃者達に對抗して罪人の家を焼く刑罰が実施されるのも又この領域内であるが、しかし、これは、1114年の「平和」より以前にあったヴァランシエンヌの最初の領域的エシュヴィナージュによってなされているようである。

ひとつの都市ではなく、ひとつの領域を示す表現である「ヴァランシエンヌを首都とするその周辺一帯」は、上述したばかりの意味において、はみ出る広大な地帯であった。そこで、地方的なエシュヴィナージュは、すべての困難な問題、即ち、財産の諸紛争に関して、ヴァランシエンヌの有力者達に相談することを余儀なくされた。彼らは、命令的な助言や、つづいて判決を宣告した。

ブレヴォと伯についての問題であるが、実際に、シャテルニーに受けつがれたのは、都市的ではない伯の支配の境界においてである。その区域は、伯のブレヴォが裁判の全体を行使した約24ヶ所の農村をふくんでいた。このブレヴォが権限を行使する領地は、1286年の伯の諸収益の記録帳のうちで厳密に述べられていて、17世紀の明細書のうちにおいてもほとんど変わらず再び見出すことができる。

以上²⁹⁾、主としてプラテルの近業によって述べてきたが、最後に、ヴァランシエンヌのコミューンのさまざまな特徴を述べ、しめくくりとしたい。

(2) 諸特徴

1114年のヴァランシエンヌの特許状の起草のいきさつをジスルベール・ド・モンスは以下のように書いている。その大意を述べる。即ち、伯ボードゥアン3世は、「ヴァランシエンヌ *Valencenas* が多数の人々によって荒らされて、成文法のもとにおかれていず、そして、平和 *pax* を少ししか享受していなかったので、その臣民は助言と同意 *consilio et consensu* をして、伯は、『平和』*pax* とよばれる法を制定した³⁰⁾。』コミューンが、「平和」と呼ばれているのは特記するのに値するが、一般的にも、コミューンを譲渡した支配者達も、また市民側もこれを主要な目的としたのであった。しかしながら、この時期にコミューンが求めた平和は、漠然とした大望やおぼろげなイデオロギーとしてではなく、永久に続くものとしてであったが、具体的ではっきりした規約として求められた。ヴァランシエンヌでも、同様に、規約化された「平和」が追求されたのであり、「この平和」*hec pax, hic pax* や「下記の平和」*hoc pax* といった限定され明確化された平和が求められている。更に、「平和の人びと」*homines pacis* の呼称もなされている³¹⁾。また「平和の違反者」*violator pacis* といった表現も使われ、「平和のユラティ」*jurati pacis* という用語も出てくる³²⁾。

ヴァランシエンヌの特許状で興味深い点は、コミュニティに対して慣習 *consuetudines*——この慣習の維持は他のコミュニティ都市でも主要な目的であった——の成文化をさえ求め、その重要性を強調していることである。そして、基調をなす内容としては平和が求められたことについて、この特許状の序言でも次のように述べられている。即ち、「神の最愛の平和 *Pax*、根性曲りの敵である平和が、聖霊 *spiritus sancti* のご加護で、ヴァランシエンヌとその領域の周囲に設立され確立された³⁰⁾」。また、同特許状によれば、「この平和 *hec pax* は、キリスト御降臨の1114年のとし（傍筆筆者）にはじめられ、永久に生きつづけ決して閉ざされはしない。」³¹⁾

ところで、成立したコミュニティと既存権力との関係を簡単に述べておきたい。伯エルベールによって許可されたヴェルマンドア伯領内のサン・カンタンのそれとおよそ30年近く後に続いている世俗領主たるエノー伯の領内でのこの平和は、サン・カンタンと顕著な類似を持ち合わせていることである。即ち、市民 *burgenses* 以外に、貴族・騎士 *nobiles*、*milites*、全聖職者も誓約³²⁾、伯のイニシアチブが強いが、地域的な協定 *pacte régional* の性格も残している。更に、伯の裁判権とコミュニティとの関係も注目される。即ち、「エシュヴァンかユラティの判決による当平和の裁判は、伯に帰属するところの諸権利や裁判権を伯に決して失わせるものではあり得ない」と、1114年の特許状では決められている。

内容については、上述したようにエシュヴァンかユラティによる平和の裁判権の設定等がみられるが、伯の裁判権等の既存の権利、領主のそれを遵守すべし旨の留保がなされている。これまで、ヴァランシエンヌの1114年の特許状について検討してきたが、全66ヶ条のうち半分を占める33ヶ条は市民間の暴力行為の禁止にあてられ、全体としてむしろそれらを主としている。伯・騎士のそれについては6条項だけである。そして、やゝ具体的に述べれば、殺人、殴打、傷害、侮蔑、窃盗、掠奪、地方的な犯罪等が盛り込まれている。60ヶ条近くは刑罰の規定にさかされている。従って、1151年頃のサン・カンタンの「コミュニティ証書」の内容³³⁾と比較してみると、およそ対照的である。即ち、既存権力とのいわば対抗関係を主とした1151年頃のサン・カンタンを一方の典型とすれば、この場合ヴェルマンドア伯によって金銭で是認され実際に効果をもったかどうかは不詳であるが、1114年の特許状で見るヴァランシエンヌの場合は、前述したように市民同志の平和違反の防止を主に狙っており、もう一方の典型として極をなすものと考え³⁴⁾。

（Ⅲ）中世都市コミュニティ運動の展開——既存権力との関係——

筆者は、成立期中世都市コミュニティが形成された年代の古い順から八都市をとりあげて検討し、全体的な特徴を考える際の素材・データをそこから得ようとしてきたのである³⁵⁾。以下のようにすべて同じ様にやったのではないが、各都市コミュニティの前史からはじめて、コミュニティの成立の経過・原因・目的・特徴といった事柄をみてきた。それから総括的にみた場合、市民 *burgenses*、*cives* のイニシアチブを見ることができ、誓約団体 *conjuratio* の結成、発展、換言すれば、都市的な特徴 *caractère urbaine* の存在と発展を展望することが出来た。他方、中世都市コミュニティ運動の展開と既存権力との関係にも注目する必要がある。この点に着目して、ルイ6世期とルイ7世期の都市コミュニティのその後の発展をみて行くことにする。そのことによって、成立期の都市コミュニティの全体的な特徴をつかむ一環とし、上述に注記したように、3回にわたった拙稿のしめくりとしたい。なお、既存権力とは、教会、世俗領主、国王を主として対象とする。

周知のように、商人ギルドと都市宣誓共同体（都市コミューン）を本格的な中世都市成立の指標と考えたのは、H・ブラーニッツであった³⁹。彼の見解は、一躍注目をあびこれまでの研究史をもう詮索する必要がないとまでかつては評価された⁴⁰のであった。しかし、E・エンネンらによって彼の理論も批判され、いまやブラーニッツ学説は極論すれば一定の古典的学説となりつつあるのが現状である。ブラーニッツの論述でコミューン運動と既存権力、特に教会との関係で、この運動が都市領主たる司教の暴政によって勃発し⁴¹、前者が勝利をおさめその成果を席捲していったとまで言われた。このような見解は、単純すぎると批判された。筆者は、ブラーニッツ理論は一定の正しさをまだ持っていると思うが、本稿も上述したような研究動向を踏えて、ブラーニッツ学説の若干の批判を試みたい。

① 教会⁴²

先ず、成立期における都市コミューン運動と教会との関係について論述したい。筆者は、既に、3人の教会人のコミューンに対する態度をみてきた。いずれも、コミューンに対する断片的な証言である。イーブ・ド・シャルトルは、ボーヴェのコミューンを「物騒な」団体ととらえていることは間違いないが、しかしながら、これまで考えられてきたように、彼はコミューン運動一般をそうみているとは必ずしも言えず、当時でのボーヴェのコミューンとその時の司教アンズルをのみ非難していると限定的に考えた方がよいと思う。このようなことは、アミアン司教をひいてはアミアンのコミューンを助けるために国王に要請すべく仲介人の役目を果たしたのはほかならないイーブであったことから傍証できるのではなからうかと思う。次に、ギベール・ド・ノジャンだが、彼はコミューンを「新奇でいまわしい」団体と考えているのは事実だが、ランのアナーキな状況にあって、彼自身もこのような状況から平和をとりもどすには、コミューンしかないと正当化せざるを得なかった。3人目として、ランス大司教ラウルだが、コミューン運動に敵対的であった⁴³が、起るべくして起ったのだが激しいランのコミューン反乱の後であるのだから、その点を若干差しひいて考える要があるのではなからうかと思う。しかし、彼ら3人の高位聖職者のコミューンに対する言動はいずれも、前述もしたが、断片的であり、あいまいさが残る。

筆者は、フェルメースも言うように、客観的な以下の諸事実を重視したい。即ち、これまでみてきた8都市のうち6都市が司教が領主とする都市にコミューンは成立した。このうち、カンブレーのジュラル2世のみが、コミューンに対する唯一の原則上の反対をした。しかし、カンブレーでは、その後の1102年に司教ゴージェルによってコミューン設立を譲歩された。ランの当時の司教ゴードリは、前回の拙稿でも指摘したように、個人的な欠陥が極めて目立つ都市領主であったと言わざるを得ない。ル・マン司教のアルノー、ボーヴェ司教のアンズル、ノアイヨン司教のボードリ、アミアン司教のジョフロアは、各人とも意を決してコミューン市民に味方した。このうち、ル・マンとノアイヨンでは、明らかに都市コミューンに違いないのだが、一面では教会団体的な特徴を持ったのは既に見てきた通りである。更に、コミューンの成立期にあたるルイ6世期とルイ7世期において追加すべき事実として次のような事柄がある。即ち、コルビー Corbie では、1124年にコミューンが設立されたが、修道院長と更に聖職者の請願によって *ad petitionem clericorum* であった。また、サン・リキエ St. Riquier では、1126年にコミューンが創設されたが、それは修道院長アンシェール Anchaire が要求したからであると言われる。そして、1137年以前に作られたブリュイエール Bruyères を中心とする村落連合コミューンは、ラン司教バルテルミの同意⁴⁴ *assensu episcopi Batholomei Lauduensis* によるものである。

上記してきたような諸事実を考え合せると次のような結論が引き出せるのではなからうかと

思う。即ち、成立期当初の1070年から12世紀のはじめ頃まで、司教や修道院長を中心とする教会は、コムニオン運動にほぼ友好的であったのではないかと考える。その理由として以下のよう三点をとりあげたい。一つ目は、都市コムニオン運動は、一部ではかつ間接的とはいえ「神の平和」運動の系譜を引いているのではないかということ、次に、都市支配に介入せんとする伯権力を牽制、排除するためではなかろうかということ、最後に、地方の専横で暴力的な小貴族を抑圧するため、これら三点である。

しかしながら、12世紀が進むにつれて、都市コムニオンと教会との上述したようなほぼ友好的な関係は後退を示し、ついには敵対的関係になって行くのも事実である。その理由の大きなひとつとして、コムニオン市民の誓約団体としてのイニシアチブが高揚し、教会側の路線とは違った市民団体としての独自の利益を求め、教会との協約の否認という必然的な事実をあげることが出来る。これらの事態を比較的好く表わしていると思う三つのケースをここでは考えてみたい。

まず、1126年に成立したサン・リキエの場合であるが、この設立は修道院長アンシェールの要求であったことは前述した通りである。サン・リキエの場合、創設されたと同じ1126年に修道院長とその修道士達は、次のような訴えを国王になした。即ち、「教会の諸権利を再建し、不当徴税や不当な慣習から教会を解放するため⁴⁰」である。

次に、二つ目の事例として、ソアソンの場合である。即ち、ソアソン司教ジョスレン Joslein は、死去するしばらく前のルイ6世に訴えをなした。ソアソンのシテのコムニオン市民達は、特許状の規約に背いたようである。君主は1136年になされた仲裁の判定でそのことを特記して、次のように言う。即ち、「地方の平和のために、余は当市の境界内とフォブール内に家又は土地を所有していた人々の間にソアソン市内にコムニオンを設立せしめた。余は汝らの領主が汝らに服従させていた特定の負担から汝らを解除した。余が汝らに認めた特許状の理由は以上の通りである。実際、汝らは認められた利点に満足しなかった⁴¹。」ソアソンは、1115年から1124年の間に、コムニオンを認められていたが、1136年の国王の書簡は以上の様に述べた後、国王は次いで市長とユラティが認める一連の違反を列挙する。

最後に、上述した局面が最もよくわかると思われるランス Reims の場合を取り上げたい。ランスにコムニオンが与えられたのは、恐らく1138年の大司教座の空席時においてである。国王ルイ7世はそのことに得意がってはいられなかった。何故なら、市民達は彼らの権利をたちまち越権したといわれ、その点について、教皇イノケンティウス Innocentius 2世は、急を報じられ、クレルヴォ修道院長ベルナール Bernard が仲裁しなければならなかったからであり、国王はランスのコムニオン市民に対して書簡を送ったが、それは効果のないままであった。それ故に、国王は新しく次のような書状を書き送った。即ち、「他のいかなるコムニオンもあえてなさなかったことを汝らがなすのを余が見ることは大層心を痛めさせるものである。汝らがモデルとして与えられたランスのコムニオンの規範をすべての点で汝らは行き過ぎており、知ってのごとく、余が汝らにそのコムニオンのうちに外部の都市や農村を入れしめることを特に禁じていたことを、それを汝らは何ものもとらえられない大胆さでもってなす。汝らは教会からのその慣習的取入を取り上げたり、その教会の配下の者が租税を支払うことを禁じたりする。汝らは余以外の保護者を持たないノートル・ダム教会参事会員の特権、慣習、裁判権を減少させたり全く破壊する。汝らは教会参事会員を身代金に拘束し、そのことで多人数を投獄し、幾人かが彼らが汝らに持つ恐怖のために、あえて教会から出ようとしぬ。余が汝らにすでに知らせ、又知らせるように、汝らに取り上げた財産を元にもどさせ、諸教会参事会員に彼らの全き裁判権・諸慣習・諸特権を保持させることを命じるのは、これらの数多くの越権のゆえに他

らない。…⁴⁰⁾」これらの3事例とも主として支配者サイドからの証言であるので、実際には、コミューン独自の言動とみなしていることに対してある程度差し引いて考える要があるが、上述したような理由の例示として認めざるを得ない。

そして、とうとう、都市コミューンは教会との組織的な敵対の時期を迎える。この点については確定しにくい、一応次の時期が妥当するのではなかろうかと思う。即ち、ルイ7世期の治世の前期にあたる1138年から1152年までの間に5都市もの⁴¹⁾コミューンが破棄されている⁴²⁾。そのうち、1138年につくられ、1140年に破棄されたランスにおいては、前述したように教皇イノケンティウス2世が干渉した。次に、1146年に創設されたサンス Sens では、翌年に破棄を要求したサン・ピエール・ル・ヴィフ Saint-Pierre-le-Vif 修道院長ととりわけ教皇エウゲニウス Eugenius 3世の勅告で破棄された。最後に、後述もするが、ネヴェル Nevers 伯の支持によって1152年に設立されたヴェズレー Vézelay のコミューンは、国王や諸司教、ここではとりわけ教皇ハドリアヌス Hadrianus 4世が破棄勅告をしていることが注目される。このように、ひとりの教皇ならいざ知らずであるが、3人の異なる教皇がいわばよってたかってコミューンを破棄しようと努めたわけだから、この時期あたりに、都市コミューンと教会の組織をあげての敵対関係を認めることが可能ではなかろうかと思う。ルイ聖王時代の枢機官ジャック・ド・ヴィトリ Jaques de Vitri のコミューンに対する論難は最も痛烈なものであったといわれ、教会人は都市コミューンに対して悪言雑言を浴びせるようになる。

② 世俗領主⁴³⁾

次に、都市コミューン運動の展開と世俗領主、特に諸侯との関係を考えてみたい。筆者は、既にサン・カンタンとヴァランシエンヌの場合をみてきたが、いずれも、前者についてはヴェルマンドア伯エルベール4世、後者についてはエノー伯ボードゥアン3世とも都市コミューンの設立に好意を示した⁴⁴⁾。概して言えば、他の世俗領主も成立期の都市コミューンに対してはば友好的であったと言ってよかろう。そして、コミューン設立にあたっては、両者の地域的協定としての特徴をもったのであるが、以下では、友好的であったその理由を列挙し、具体的にそれに該当する個別都市の事例をかかげることとする。なお、前述したサン・カンタンとヴァランシエンヌの両者について、いずれも最初に成立した時に、伯の従来からの諸権利に対する遵守が留保されているのが注目される。

世俗領主が都市コミューンに友好的であった理由の先ずひとつ目は、都市コミューンを都市内の秩序の維持組織として利用するためであったことがあげられる。この顕著な例として、既にみてきたように、1114年に創設されたヴァランシエンヌの場合をあげることができる。二番目として、その地方の専横で暴力的な小貴族、時には大貴族を抑圧するためである。これらの例として、1151年頃の「コミューン証書」が示すサン・カンタンの場合とその影響を受けたと言われる1151年設立のウー Eu 伯ジャン Jean 1世の許可において見ることが出来る。更に、1103年から1126年の間に設立されたアブヴィルを中心とするポンティユー伯ギヨーム・タルバスほか、この地方の諸伯の態度にみられる。これらの場合、多分、金銭を伯に与えて市民がコミューン創設を要望したことは忘れてはならない重要なことである。

三番目の世俗領主が都市コミューンに友好的であった理由として、司教、修道院長といった聖界領主を牽制するためである。この最もよい例をネヴェル伯が支持したコミューン都市であるヴェズレー Vézelay とオーセル Auxerre において見ることが出来る。先ず、ヴェズレーであるが、1152年に、コミューンがその都市の住民達によってつくられた。前述もしたように、このコミューンはこれを修道士と修道院長ポン・ド・モントボアシィ Pons de Montboissier に対する敵として使ったネヴェル伯によって支持されていた。市民によって悩まされ、間もな

く攻囲されて、修道士達は国王ルイ7世に訴えをなし、国王はネヴェル伯にコミュニケーションに助力することを止めさせる命令を通告した。一方、前述したように、教皇は1155年5月21日に2通の書簡を発送していた。その一通はヴェズレーの住民に対してであり彼らがコミュニケーションを宣誓して捨てることを強く命じている。他の書簡は、ラングルLangres、オートンAutun、ネヴェルの司教達あてであり、彼らにネヴェル伯に圧力をかけさせるためである。ネヴェル伯はとうとう赴いて、国王に拝謁し、自分は市民を今後支援しないとの見解を国王に伝えた。君主がヴェズレーのコミュニケーション市民達を召集して、コミュニケーションを破棄するという彼らの誓約を受けたのはオーセールAuxerreにおいてである⁵⁰。次に、オーセールについては、後にもとりあげる『オーセール司教年代記』に注目する要がある。ネヴェル伯ギーGuyは、就任後しばらくして、1175年以前にコミュニケーションを創設した。彼の目的はコミュニケーションによって教会の諸特権に挑むことであった。司教ギヨーム・ド・トゥッシ Guillaume de Toucyはこの事件を訴えるために国王の法廷に赴いた⁵¹。国王の対応については、後述したい。

最後に、コミュニケーションに世俗領主が有好的であった理由として、その他、収入源の確保、特許状賦与による一時金収入などの経済的理由があげられる。このことは、1111年頃のランにおいて最初にいわば平和裡に成立したコミュニケーションで副司教達と同様に世俗領主たる貴族においてよく知ることが出来るのではないかと思う。

しかしながら、世俗領主は都市コミュニケーションに対して、無制限に有好的であったわけでは無論ない。例えば、成立期のコミュニケーションではないが、1191年頃にヴェルマンドア女伯エレオノールÉléonoreが与えた特許状では、以前より大幅に自治度が後退していると考えられ、これ又、もはや成立期のコミュニケーションについてはないが、ノルマンディ公領に与えられた「ルーアンの証書」Etablissement de Rouenは、都市自由を相当に制約しており、賦与された諸都市は、コミュニケーション都市とは考えられないのではないかという説もある。

最後に、都市コミュニケーションと世俗領主との関係で、両者間の地域的な協定をとったことについて若干ふれておきたい。このような事実は、成立期当初ではかなりみられ、ル・マン、サン・カンタン、1111年頃のラン、ヴァランシエンヌなどがあてはまり、そこでは世俗領主によるコミュニケーション維持の誓約が見られた。しかしながら、このような都市コミュニケーションと既存権力との地域的な協定としての特徴は12世紀中に後退を示す。この点については、早くも1108年か1109年に成立したノアイヨンがひとつの転換点をなしており、騎士などは助言を与えるだけにとどまっている。こうした後退の理由は、司教の保証のほかカペー朝の国王が介入したことをあげねばならないし、一方では市民のイニシアティブの増大についても考えてみる要がある。1128年のランでも、このような特徴を比較的によく示しており、この都市ではもはや司教も保証人とはならず、大筋として都市コミュニケーションと国王の直接的な関係が成立する。このような両者のダイレクトな関係が鮮明になるのは国王フィリップ・オーギュストの治世からであるが、更に1151年頃のサン・カンタンの場合、若干不明な点があるが、世俗領主である既存権力との関係は、対抗的なそれになってしまっている。しかしながら、両者の協定としての特徴は後退するが、騎士もふくめて世俗領主のコミュニケーション設立に対する「請願」、「助言」、「同意」という形では残存する。この点について4件ばかりの事例をあげておきたい。先ず、前述もしたコルビーでは、聖職者による創設の請願のほか、「騎士の請願にもよって⁵²」ad petitionem~militumもつくられている。次に、1137年以前にコミュニケーション成立をみたマントmantesでは、「市民と同様に騎士の助言⁵³」communi consilio tam militum quam burgensiumによってであった。これも1137年に創設されたブリュイエールを中心とした村落連合コミュニケーションは、前述したように司教の同意のほか、「当地方の貴族の同意」assensu~et procerum patrieに

よってである。最後に、サンリス Senlis は、1173年にルイ7世から特許状を賦与され、国王の単独許可の色彩が強いが騎士 *milites* が同意を与えている。

世俗領主の都市コミューンの対応については、これで終え、最後に、都市コミューン運動と国王との関係を考え、拙稿のしめくりとしたい。

③ 国王

国王が、成立期の都市コミューン運動にどのように対応したかについては、国王ルイ6世と国王ルイ7世の動向を検討する必要があるが、この両者と比較する意味でもはや成立期ではないがフィリップ・オーギュストについても若干考えてみたい。まず、国王ルイ6世の統治期と国王ルイ7世の治世の間に両者が都市コミューン運動にどのように関わったかについてである。

(a) ルイ6世期とルイ7世期について⁵⁶⁾

まず、都市コミューン運動と国王ルイ6世との関係からはじめる。筆者は、既にかつ簡単に、ルイ6世のノアイヨン、ラン、アミアンのそれぞれに対するコミューン運動についての関わりを見てきた。成立期の都市コミューン運動との関係では、ルイ7世期と同様に彼の対応は重要である。しかしながら、ルイ6世のランのコミューン運動の対応で明確にみられるように、また、ルイ7世の時代にも、一貫した国王側の都市コミューン政策はなかったといつてよいと思う。ルイ6世は、ノアイヨンやランといった宗主権を持つ諸都市において、ノアイヨンではコミューン特許状を確認することだけに甘んじており、ランでも最初に成立したコミューンに対しては事後承認したにすぎなかったが、1128年のコミューンの回復では全面的にサポートすることになった。しかしながら、概して言えば、司教を都市領主とする教会側を支持することが多く、ルイ6世は金銭的な誘惑に弱く、ランの場合にそのことは明確に示された。ところで、ルイ7世の時代になると、以前はコミューン破棄に努めたのであるが、従って一貫した政策がなかったといつてよいのであるが、1150年を過ぎる頃から君主の政策は変えられる。ルイ7世は、前述したマントのコミューンを確認し、1153年にはコンピエーニュ Compiègne にコミューンを認め、その後、彼は教都市にコミューンを作らせ、1173年にはサンリスにコミューンを認めた。サンリスの場合は、前記したコンピエーニュ系列のものであった。このコンピエーニュの場合について次に若干詳しく述べておきたい。即ち、サン・コルネイユ Saint-Corneille 教会参事会員と国王、修道士、市民の間に紛争がおき、国王はその助力を認識して市民達にコミューンを認めた。そして、彼らに認められた特許状の序言にそのことをはっきりと記している⁵⁷⁾。ルイ7世が、1153年8月1日から1154年4月3日の間に、彼はソアソンにかつて認めていた文書内容とほぼ同一の内容の特許状をコンピエーニュに与えた。そして、このルイ7世の時代になると、コミューン市民の独自の要求を認めるという局面も出てくる。『オーセール司教年代記』は次のように記している。即ち、前述したように、司教はその事件を訴えるために国王法廷に赴くのであるが、彼は快く迎えられなかったばかりか、国王ルイ7世の非難さえ受けた。年代記いわく、「君主は、コミューンを所有している都市は都市自体のもの（下の点筆者）であると確認して、オーセールの市民やその後継者からコミューンを取り上げようと司教が試みていると非難した⁵⁸⁾。」しかし、結局は、国王とその側近者は買収されて、事態は司教がコミューン創設権をもつというように調停されるのであるが。史家ルジュールは、コミューンとルイ6世、ルイ7世の統治期との関係を「半ば敵対の時期」 *période de demi-hostilité* と概括している⁵⁹⁾のは周知の事実である。

成立期の都市コミューン運動において関係するのは、国王としてはルイ6世とルイ7世にしばらくられるのであるが、比較のためにもはや成立期ではないのであるが、フィリップ・オーギュストの時期を簡単にとり上げることとしたい。

(b) フィリップ・オーギュストの治世⁶⁰⁾

フィリップ・オーギュストの統治の下では、国王は、大筋として都市コミュニティの唯一の許可者にして保証人となり、リュシュールに言わせれば、両者は「同盟の時期⁶¹⁾」 *période d'alliance* を迎える。特許状はもはや司教、聖職者、世俗領主あるいは騎士の介入について述べない。例えば、クレピィ Crépy に対して、1184年かその翌年に、フィリップ・オーギュストは次のような特許状を出す。即ち、「余はクレピィの者達にコミュニティを認めた⁶²⁾。」また、1188年頃に、フィリップ・オーギュストは、ポアシィ Poissy の住民に以下のような特許状を与える。即ち、「余はポアシィにコミュニティを樹立したことを通告する⁶³⁾。」このように国王とコミュニティ市民とのストレートな関係が成立し、第三者の介入をもはや認めない。

そして、都市コミュニティは、平和の組織・制度として位置づけられ、王権の安定・拡大の一翼をになう。例えば、トゥルネー Tournai は、1188年に特許状を賦与されたが、「平和の制度であるコミュニティ」 *pacis institutionem et communia* と呼ばれている。フィリップ・オーギュストは、トルネーの市民達に、彼らが許可以前に持っていた諸慣習に一致するコミュニティの権利を認めた⁶⁴⁾。また、1146年にコミュニティが設立され、ルイ7世によって破棄されたサンス Sens では、1189年か1190年にコミュニティが回復され、フィリップ・オーギュストは以下のように述べる。即ち、「後にも平和を維持するという観点から、余はサンスにコミュニティ創設を裁可した⁶⁵⁾。」1192年に設立されたエスタン Hesdin は、ペロンヌ Péronne 系列のコミュニティであるが、この都市でも、「平和であるコミュニティ」 *pacem et communiam* とコミュニティは言及されている。また、ラン系列の1195年に成立したモントディディエ Montdidier でも、トゥルネーと同じく、「平和の制度であるコミュニティ」と称されている。

いまや、都市コミュニティは、王国の制度となる。しかしながら、この始まりは、すでにルイ7世の治下においてプリミティブではあるがみて取ることが出来ると思う。1070年以来、都市コミュニティの保証方法のうちに進展がみられる。都市コミュニティの成立期の当初におけるそれは、地域的な協定という基礎の上にきづかれていた。コミュニティは、司教、伯、貴族、聖職者、騎士といったさまざまな次元での既存権力の誓約のうちに地方的な支持を求める。12世紀の初め以後、はじめて国王がコミュニティを確認する。その時以来、いくらかの例外を除いて、都市コミュニティを保証したのは司教達と君主である。ルイ7世の治下において、プリミティブではあったが、コミュニティは地方的な制度から王国の制度となった。即ち、君主はコミュニティが存在する諸都市の住民達のものであると同様に自己のものとして考える。フィリップ・オーギュストの治下で、この進展は完成される。従って、国王のコミュニティ政策を考えなければならない。

フィリップ・オーギュストは、前王達のコミュニティ特許状を確認するだけに甘んじず、大かがりなコミュニティ特許状の賦与政策を展開する。そのさい、周知のように、敵対的でありまた重要であった諸侯であるブランタジネット家やフランドル伯などに対抗することにひとつの主眼が置かれた。フィリップ・オーギュストは、1205年に、「封臣表」を作成し⁶⁶⁾、注記したように39のコミュニティを有する都市などが記載されている。そして、その対象となった都市などに軍役等の諸負担を義務づけている。しかし、フィリップ・オーギュストは、コミュニティ都市の民衆軍が本来的に自分達の都市を防禦するという特徴をもち侵略性を持たないということから、彼がコミュニティ都市に求めたのは、戦略拠点のあくまでも場としてであり、彼らの軍事力はそれ程あてにせず、むしろ彼が目をつけたのはコミュニティ都市の商工業者達がもつ経済力であったと思う。事実、コミュニティ都市が軍役代納金を支払って、軍役を免れるようになるのは、フィリップ・オーギュストの統治期を端緒とする⁶⁷⁾。そして、大雑把に言って、このフィリップ

プ・オーギュストの統治の時期は、都市コミューンが王権の保護をうけるという独特のあり方を示している⁶⁰⁾けれども、都市コミューン運動の発展期としても理解すべきであると思う。

おわりに

筆者は3回にわたるシリーズ論稿で、成立期中世都市コミューン運動を主として北フランスの場合において検討してきた。成立期の都市コミューン運動の研究の意義として、かなり多様な様子をもっているように思うが、やはり市民の自主性、自発性、主体性といった特徴が以後よりも際立ってみられないかという点がひとつとして挙げられるであろう。また、内外の研究動向もあってかなり困難であるが、中世都市の成立にコミューン運動がどのような役割を果たし、あるいは自治・自由とどういう関係をもっているかも、関心の的であった。これらの重要な問題に対していずれも不十分な検討しか加えられなかったが、成立期の都市コミューン運動は、誓約による平和団体運動をひとつの基調としたという提言をする以外は、今後の課題とするはかない。また、今後の課題のひとつとして、コミューン都市とイタリアを主とするコンシュラ都市がどのような類似点を持ち、また相異点をもっているのかも検討してみたいと思っている。更に、このシリーズ論文の第一作目のはじめに書いたが、中世都市コミューンの形成について総合的に論じるにはライン都市や存否については論争があるがフランドル都市などの成立過程と比較して検討してみる要があると思う。《完、前号で(下-1)と(下-2)にわけてこのシリーズ論文を掲載していく旨を予告しておいたのであるが、大学当局のご好意で両者の全体を述べる事が出来た。感謝の意を記して草し終えたい。また、本稿は1994年度の奈良大学の特別研究費の交付を受けて書かれたものである。》

【注】

- 1) アミアンのコミュニケーション前史としては、主に、F.Vercauteren, *Etude sur les civitates de la Belgique Seconde*, 1934 (réimpr., 1974), pp.289-317による。なお、主としてコミュニケーション前史におけるランス教会地方でのアミアンについての司教、伯と都市については、R.Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königtum und Fürstenmacht*, 1981, SS.598-607も参照。
- 2) Vercauteren, op.cit., p.290 n° 1.
- 3) *ibid.*, p.297.また、筆者の使用したのは、仏語訳版であるGrégoire de Tours, *Histoire des Francs*, t. I, traduite du latin par R. Latouche, 1963, pp.98-99と英語版であるHisrory of The Franks by Gregory bishop of Tours, selection, translated with notes by E.Brehaut, 1969, p.31.そしてラテン語との対訳の日本語訳版である兼岩正夫、臺幸夫訳註『トゥールのグレゴソウス、歴史十卷（フランク史）I』1975年、112～113頁である。この三著をまとめると以下のように書かれている。即ち、「また当時、その部族中で有能で、そして最も高貴な人物であったクロディオ（あるいは、クロギオ）がフランク王であったし、……。ところでクロディオは、……自身もその後から行ってローマ人を打ち破り、カンブレー市を占領した。そして、そこにすこしの間滞在してから、ソム河に至るまでの地を占領した。」
- 4) Vercauteren, op.cit., p.300.
- 5) *ibid.*, p.300
- 6) F・フェルコートランは以下のように論じる。即ち、宗主権者としての有効な諸権限は、司教、伯、城主と守護Vidameの間で分割され、これらの後の三者は、司教の家臣であったが、しかし、彼らのそれぞれの領主権は、司教権力の不利益をかえりみずに形成されたと思わない、と。cf.Vercauteren, op.cit., p.312.
- 7) Guibert de Nogent, *De vita sua*, éd.G.Bourgin, 1907.p.197.
- 8) アミアンのコミュニケーション史あるいはコミュニケーション運動史については、以下の文献を主に参照。Ch. Petit-Dutaillis, *Les communes françaises, caractères et évolution des origines au XVIII^es.*, 1947, p.81. A. Vermeesch, *Essai sur les origines et la signification de la commune dans le Nord de la France (XI^e et XII^e s.)*, 1966, pp.113-116. Guibert de Nogent, *De vita sua*, éd. Bourgin. J.F.Benton (ed.), *Self and society in Medieval France, The Memoirs of Abbot Guibert of Nogent*, 1970. Guibert de Nogent, *Autobiographie*, introduction, édition et traduction par E.R.Labande, 1981. É.Maugis, *Recherches sur les transformation du régime politique et social de la ville d'Amiens*, 1906. Suger, *Vie de Louis VI le Gros*, éditée et traduite par H.Waquet, 1964. Suger, *The deeds of Louis the Fat*, translated with introduction and notes by R.Cusimano and J.Moorhead, 1992. G.Fourquin, *Les soulèvements populaires au Moyen Age*, 1972.p.146.do., *The anatomy of popular rebellion in the Middle Ages*, 1978, p.111. A.De Calonne, *Histoire de la ville d'Amiens*, t.1, 1889. *Recueil des Historiens des Gaules et la France*, XV, p.164 et XVI, pp.179-180. 瀬原義生、『ヨーロッパ中世都市の起源』1993年、71頁。なお、もはや成立期ではない可能性が高いが、E.Ennen, *Die europäische Stadt des Mittelalters*, 1979,SS. 127-129. do., *The medieval town*, 1979, pp.111-113. E・エネン、佐々木克巳訳、『ヨーロッパの中世都市』1987年、147-149頁を参照。
- 9) <Nam post funestum excidii Laudunensis eventum, Ambiani, rege illecto pecuniis, fecere communiam, cui episcopus nulla vi exactus debuisset praestare favorem……> Guibert de

- Nogent, *De vita sua*, éd., Bourgin, p.197. Guibert de Nogent, *Autobiographie*, pp.400-401. cf. Vercauteren, *op.cit.*, p.316.
- 10) Vermeesch, *op.cit.*, p.113. この見解は仮説であるとティエリとカロヌは言及する。A.Thierry, *Recueil des monuments inédits de l'Histoire du Tiers-État*. t. I, 1856, pp.28-29. Calonne, *op.cit.*, t. 1, p.128.
- 11) Guibert du Nogent, *De vita sua*, éd., Bourgin, pp.197-198.
- 12) *ibid.*, p.198.
- 13) Calonne, *op.cit.*, p.129. なお、アミアンとその他の都市における聖職者と都市民達との間の同盟については、フルカンの前掲の伝語書のp.146と英訳書、p.111を参照。
- 14) Guibert de Nogent, *de vita sua*, éd., Bourgin, p.200.
- 15) 1114年のボーヴェ教会会議は、ランの助祭を殺害することによってその悪行のかぎりをつくしたとしてトマ・ド・マルルを非難したようである。cf. Vermeesch, *op.cit.*, p.115 n° 304.
- 16) Calonne, *op.cit.*, pp.142-146.
- 17) ヴァランシエンヌの前史としては、主に以下の文献を参照。H. Platelle (ed.), *Histoire de Valenciennes*, 1982, pp.11-35. Fr. Deisser-Nagels, *Valenciennes, ville carolingienne, Le Moyen Age*, t. LXXIII, 1962, pp.51-90. *Charte de la Karitet de Valenciennes (1065-1070)*, dans Platelle (ed.), *op.cit.*, pp.312-313. 瀬原義生、前掲書208-209頁。同上、「ヨーロッパ中世の手工業と商業」(『中世史講座』第三巻、1982年) 352-353頁。伊藤栄、『西洋中世都市とギルドの研究』1968年、50-52頁。H・ブラーニッツ、鮎田豊之訳、『中世都市成立論——商人ギルドと都市宣誓共同体——』1959年、41-42頁、44頁。
- 18) 瀬原、前掲書、208頁。
- 19) カロリング期については、デセル・ナゲルの前掲論文があるが、筆者はプラテルに主によることにしたい。Platelle (ed.), *op.cit.* pp.18-22. プラテルは、デセル・ナゲルの論文をすぐれた作であり、大きな輪郭をつかむのに役立つと評価している。*ibid.*, p.18. 瀬原、前掲書、208-209頁も参照のこと。
- 20) 最近の研究動向では、在地の生産・流通のあり方から、都市などの成立・形成を考えようとする、いわば反ビレンヌ説なとりかたが顕微である。このような論者として、G・デスピのヴァランシエンヌの属するエノー地方ではないがムーズ河地方の例などが代表的である。G. Despy, *Villes et campagnes aux IX^e et X^es. L'exemple pays mosan*, dans RN, L, 1968. pp.145-168. 森本芳樹氏の一連の研究も特筆に値する。同氏、『西欧中世経済形成過程の諸問題』1978年の219頁で、「こうして、少くともカロリング期以降については、西欧内部の、さらに周辺農村の経済的発展のうちに都市形成の重要な要因を求めようとする立場が、一般的になりつつあると思われる……」と論じられ、その最も良い例として上記のデスピ論文をあげられている。デスピは、ポルトゥスの形成要因を、「周辺農村から来る道路がムーズ河と交わる場に形成された」と考えるべきではないかとして、従来の伝統的な見解を排している。Despy, *op.cit.*, pp.148-150. なお、森本芳樹編、『西欧中世における都市と農村』1987年、71頁以下で上記のデスピ論稿が訳出されている。
- 21) 井上泰男、『西欧社会と市民の起源』1976年、34頁、44頁などを参照されたい。
- 22) アインハルトのシャルルマーニュ伝については、Éginhard, *Vie de Charlemagne*, éditée et traduite par L. Halphen, 1981, pp.2-103と *The life of Charlemagne by Einhard, with a foreword by S. Painter*, 1975. pp.23-67をそれぞれ参照。
- 23) この規約については、プラテルによる伝語の抄訳があるが、紙数の都合もあって詳細は割愛する。Platelle (ed.), *op.cit.*, pp.312-313. 瀬原義生氏による要を得た論述がある。瀬原、前掲論文、352-353頁。なお、伊藤、前掲書、50-52頁も参照。ブラーニッツ、鮎田訳、前掲書、41頁以下でもかな

り詳しく述べられている。

- 24) プラテルの真意ははかりかねるが、筆者は、商人ギルドが、都市宣誓共同体、ひいては都市共同体の結成に一義的な重要性をもったとする説はとらないことをことわっておく。
- 25) ヴァランシエンヌのコムニオン史、あるいはコムニオン運動史については以下の文献を主に参照。Vermeesch, op.cit., pp.116-120. Platelle (ed.), op.cit., pp.28-35. La paix de Valenciennes de 1114, commentaire et edition critique par Ph.Godding et J.Pycke, 1981. Gislebert de Mons, Chronicon Hanoniense, éd L.Vanderkindere, 1904. MGH.SS., X X I, 1963. 斎藤綱子、『西欧中世慣習法文書の研究—「自由と自治」をめぐる都市と農村—』1992年。なお、この斎藤氏著についての、井上泰男氏によるすぐれた書評がある。同上、『西洋史学』第167号、1992年。同じく、河原温氏の書評もある。同上、『史学雑誌』第102編、第7号、1993年。
- 26) 斎藤、前掲書、81-100頁でこの「平和規約」について詳論されている。なお、重要なことだが、「少くともフランス王国については、制度史上で、コムニオン特許状、コンシュラ特許状、及び都市特権状を、夫々が慣習法特許状という文書類型に属する特殊なカテゴリー」とするJ・シュネーデルの説を筆者は一応是認するものである。J.Schneider, Les origines des chartes de franchises dan le Royaume de France (XI^e-XV^es.), dans Les libertés urbaines et rurales du XI^e au XV^es., 1968.pp.29-50. J・シュネーデル、山田雅彦訳、「フランス王国におけるフランシーズ文書の起源—11-12世紀—」(G・デュビィ他、森本芳樹編訳、『西欧中世における都市と農村』1987年、所収) 127頁。井上、前掲書、155頁。
- 27) プラテルは、これらの困難な問題についての重要な研究として、ゴダンとピックの前掲書をあげている。cf.Platelle (ed.), op.cit., p.28.
- 28) 前に注記したように、斎藤、前掲書では、「平和規約」の分析という第2節で、(1)平和の領域、(2)平和の享受者、(3)平和の享受者の特権、(4)都市共同体と市政機関との夫々のタイトルで、具体的に各条文をあげて詳論している。従って、筆者は出来るだけ重複をさけて述べた。
- 29) Gislebert de Mons, Chronicon Hanoniense, éd. Vanderkindere, p.78.
- 30) ゴダンとピックの前掲書の末尾にあるラテン語の平和規約によると、この呼称は、例えば、第2条、第4条、第5条などで用いられている。
- 31) 例えば、第47条において用いられている。
- 32) La paix de Valenciennes do 1114 par Godding et Pycke, pp.100-101.
- 33) Ibid., p.102.
- 34) 筆者は、シリーズ論稿として最初に公にした本稿(上)で、「1114年のヴァランシエンヌの成立では、聖職者、貴族・騎士はもはや誓約は求められず同意を与えるだけに後退し」と述べたのであるが、「同意」ではなく「誓約」もしていたので、そのように訂正することを許されたい。拙稿、「成立期中世都市コムニオン運動(上)」『奈良大学紀要』第17号、1989年、37頁参照。cf.Vermeesch, op.cit., p.119.
- 35) 拙稿、「都市コムニオンの発展—サン・カンタンのコムニオン証書の分析を通じて—」『奈良大学紀要』第6号、1977年を参照されたい。
- 36) 本号は、アミアンとヴァランシエンヌのコムニオン前史とコムニオン史あるいはコムニオン運動史を考えたが、いずれもコムニオン前史の掲載分量がコムニオン史のそれを上回る結果となった。筆者が、前史にも興味を持っているのが手伝ったことはいなめない。しかしながら、筆者としては、十分に果せなかったが、出来るだけコムニオン史あるいはコムニオン運動史との関係で前史を重視したつもりである。紙数の都合もあり、更にアミアンのコムニオン運動史については史料的な制約があり、ヴァランシエンヌのそれについては、斎藤綱子氏によって高度な研究が既になされていることを慶賀し、ご海

- 容いたきたい。なお、前回の『奈良大学紀要』第22号で使用した *Ordonnances des rois de France de la troisième race, t. XI, 1769* と *Recueil des Actes de Louis VI, roi de France, par M.J.Dufour, t. II, 1992, pp.88-96* とは、条文のわけ方が相異しているのを追記しておきたい。
- 37) 拙稿「成立期中世都市コムニオン運動(上)——主として北フランスの場合——」『奈良大学紀要』第17号、1989年。「同(中)」『奈良大学紀要』第22号、1994年。「同(下)」本号、1995年。
- 38) H・ブラーニッツ、鱈田豊之訳、『中世都市成立論——商人ギルドと都市宣誓共同体——』1959年。
- 39) ミッタイス=リーベリッヒ、世良晃志郎訳、『ドイツ法制史概説』1971年、387-388頁。
- 40) ブラーニッツ、前掲訳書、59頁。更に、もっと大きな問題として、彼が考える都市コムニオンの「自治」という視点がある。
- 41) 都市コムニオン運動と教会との関係については、主に、フェルメースの前掲書、A.Luchaire, *Les communes françaises à l'époque de Capétiens directs, 1911 (réimpr., 1964)* 瀬原氏の前掲書を参照。
- 42) ラウールは次のように説教する。即ち、「コムニオンは暴力によって、領主の支配をうちけそうとするのろべきもの」と非難し、そして、『ペテロ第一の書簡』を引用して市民に対して屈辱的なきびしい勧告を行った。cf. Guibert de Nogent, *De vita sua*, éd. Bourgin, pp.176-177.
- 43) この司教バルテルミィは、ラン市の反乱コムニオン運動は弾圧しており、複雑な動きを示している高位聖職者である。
- 44) *Ordonnances des rois de France de troisième race, XI, p.184.* <Ego Anscerus, Sancti Richarii Abbas, et conventus, notum fieri volumus quod venerabilis Francorum Rex Ludovicus apud Sanctum Richarium venit et causa utilitatis nostre, inter homines nostros Communiam ibi statuit, et statura illa dissessit; postea Burgenses in sua multitudo confidentes, et jura nostra, scilicet tallionem de exercitu regis et pastum ejusdem et mensuras et religia nobis auferre conati sunt verum nos graviter commoti, Dominum nostrum Regem Francorum precibus sollicitavimus, ut interum ad nos rediret et in pristinam libertatem res nostras revocaret, et Ecclesiam exactione et consuetudine injusta liberaret.>
- 45) G.Bourgin, *La commune de Soissons et le groupe communal soissonnais, 1908, p.421.* <Contigit ob pacem patriae nos in civitatem Suessionensem communiam constituisse de hominibus illis qui ea die domum aut plateam habebant infra terminos urbis et suburbiorum ejus, eisque quaedam gravamina dimisimus, quae a dominis suis patiebantur, unde et ipsis cartam fecimus. Verum nostra emunitate contenti non fuerunt.....>
- 46) Vermeesch, *op.cit.*, pp.124-125.
- 47) 以下、本文でとりあげる3都市のほか、1138年に成立したオルレアン、1139年に設立されたポアティエにおいてコムニオンは破棄された。
- 48) 瀬原、前掲書、174頁。また、都市コムニオン運動に対する教会側の態度については、Luchaire.*op.cit.*, pp.239-249.
- 49) 都市コムニオン運動と世俗領主との関係については、主に、フェルメースの前掲書、瀬原氏の前掲書を参照。
- 50) すでに述べたように、1113年頃に成立したコムニオンに対するアミアン伯アンゲラン・ド・ボブスは、この例に入れることが出来ない。
- 51) Vermeesch, *op.cit.*, p.126.
- 52) *ibid.*, p.128.
- 53) コルビーの1128年特許状を、フィリップ・オーギュストは、1180年に確認している。Recueil des actes de Philippe Anguste, roi de France, publié sous la direction de M.É.Berger, par M.H.F.Delaborde, t.1,15, n° 10.

- 54) Ordonnances, II, p.197.
- 55) Recueil des actes de Philippe Auguste, t. I, 236 n° 197.
- 56) ルイ 6 世期とルイ 7 世期の主な文献として、リュシェールの前掲書。プティ・デュタイイの前掲書。フェルメースの前掲書。Suger, *Vie de Louis le Gros*, éditée et traduite par H. Waquet, 1964. Suger, *The deeds of Louis the Fat*, translated with introduction and notes by R. Cusimano and J. Moorhead, 1992. Y. Sassier, *Louis VII*, 1991. A. Luchaire, *Louis VI le Gros, Annales de sa vie et son règne (1081—1137)* 1890 (réimpr., 1979) do., *Les premiers Capétiens (987—1327)*, 1911. (réimpr., 1980). R. H. Bautier (ed.), *Recueil des actes de Louis VI, roi de France (1080—1137)* t. I, 1992. *Ibid.*, t. II, 1992. 瀬原、前掲書。井上、前掲書。斎藤、前掲書をそれぞれ参照。
- 57) Ordonnances, t. II, pp.240—242.
- 58) *Hist. de France*, III, 304. <Super hoc in regia curia causam ventilandam suscepit, non tamen absque periculo et expensarum nimietate, fere enim malevolentiam illius piissimi Ludovici regis incurrit qui ei improperabat quod Autissiodorensem civitatem ipsi et heredibus suis auferre conabatur, refutans civitates omnes suas esse, in quibus communiae essent.>
- 59) Luchaire, *Les communes françaises*, p.276.
- 60) フィリップ・オーギュストの統治期についてはかなり多数の文献があるが、以下を主に参照。即ち、リュシェールの前掲書。プティ・デュタイイの前掲書。フェルメースの前掲書。Recueil des actes de Philippe Auguste, roi de France, publié sous la direction de M.É. Berger, par M.H.F. Delaborde, t. I, 1916. Recueil des actes de Philippe Auguste, roi de France, publié sous la direction de M.C. Bucnel, par Delaborde et Ch. Petit-Dutaillis, t. II 1943. A. Luchaire, *Philippe Auguste et son temps, (1137—1226)*, 1902 (réimpr., 1980.) J. Baldwin, *The Government of Philip Augustus, Foundation of French Royal Power in the Middle Ages*, 1986. G. Sivéry, *Philippe Auguste*, 1993. L. Delisle, *Catalogue des actes de Philippe-Auguste, 1856* (réimpr., 1975). A. Giry, *Documents sur les relations de la royauté avec les villes en France de 1180 à 1314, 1885* (réimpr., 1974). A. Hadengue, *Philippe Auguste et Bouvines*, 1978. G. Duby, *Le dimanche de Bouvines, 27 juillet, 1214*, 1973. アシル・リュシェール、木村尚三郎監訳、福本直之訳、『フランス中世の社会—フィリップ＝オーギュストの時代—』1990年。デュビー、松村剛訳、『ブーヴィーヌの戦い—中世フランスの事件と伝説—』1992年。瀬原、前掲書。井上、前掲書。斎藤、前掲書。
- 61) Luchaire, *Les communes françaises*, p.276.
- 62) *Rec. A. A. Ph. Aug.*, t. I, 158—159 n° 129. フィリップ・オーギュストは、ブリュイエールの諸慣習に従って、クレピイの人々にコミュニケーションを認める。Vermeesch, *op.cit.*, p.130, n° 374.
- 63) *Rec. A. A. Ph. Aug.*, t. I, pp.285—286, n° 234.
- 64) *Ibid.*, pp.268—290, n° 224. Vermeesch, *op.cit.*, p.131, n° 378.
- 65) *Rec. A. A. Ph. Aug.*, t. I, pp.337—338, n° 280.
- 66) 正確には、「王に属する封と軍役に召集すべき封臣の表」*Scripta de feodis ad regem spectantibus et de militibus ad executum vocandis* と称される。以下では、掲載されている39のコミュニケーションをラテン語を付して列挙する。即ち、アラス Atrebatii、ペロンヌ Perona、ノアイヨム Noviomum、アミアン Ambiani、トゥルネー Tornacum、モントディディエ Mons Desiderii、ロアイエ Roia、バポールム Bapalme、コルビー Corbia、コンピエーニュ Compendium、ソアソン Suessionis、ランとランのサン・ジャン

Laudunum et Sanctus Johannes、コンデLaudunum et Conde、ブリュイエールBruerie、ヴァイイVelliacum、セルニイCerniacum、クレピイCrespiacum、シエルCala juxta Parisius、サンリスSilvanectis、ボーヴェBelvacum、モントレュー・シュル・メールMonsterolum supra mare、ショーモンタン・ヴェクサンCalvus-Mons、ポントアーズPontisara、ムーランMellentum、ポアシィPissacum、マントMedunta、サンスSenones、ラ・ヴィルヌーブ・ル・ロアVilla Nova in Belvasino、レンスLens、エスダンHesdinum、フリエールFerie, 以下の8都市などは、ルーアンの諸慣習consuetudinesによる。即ち、ルーアンRothomagum、ヴェルネーユVernolium、カーンCadomus、ファレーズFalesia、ボン・オウドメールPons Audomari、サン・ジャン・ダングリイSanctus Johannes Angeliacensis、ポァティエPictavis、ニオールNiortium. Giry, op.cit., pp.37-38.

- 67) 拙稿、「形成期フランス・コミューン都市の軍事的特質について——フランス封建王政との関係をめぐって——」『奈良大学紀要』第2号、1973年を参照。
- 68) 筆者はかつてこのような事実を1195年のサン・カンタンの特許状で示した。拙稿、「都市コミューンの発展——サン・カンタンのコミューン証書の分析を通じて——」『奈良大学紀要』第6号、1977年、148頁の注14)を参照。

Sommaire

Cet article traite du mouvement communal dans les villes médiévales spécialement en France du Nord à l'époque de sa naissance.

Dans la troisième partie, l'auteur aborde l'analyse du cas d'Amiens et de Valenciennes. En particulier, l'auteur y soutient que le mouvement communal à Valenciennes ne s'est pas limité au simple but, commun à tous les autres mouvements, de sauvegarder les coutumes, mais a même exigé la codification de ces dernières. Par conséquent, le mouvement communal était aussi fondamentalement un mouvement de paix.

A la fin de l'article, l'auteur a essayé aussi de décrire la relation du mouvement communal avec les pouvoirs préexistants tel que l'Eglise, les féodaux laïques, et les Rois Louis VI, VII, et, pour pouvoir comparer, Philippe Auguste.